

子どもの家利用保護者の皆様へ

春日井市青少年子ども部子ども政策課長

新型コロナウイルス感染症対策における利用自粛の解除について
(お願い)

日頃は、子どもの家の運営にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、保護者様におかれましては、日々の新型コロナウイルス感染症防止のための取り組みを継続していただき、感謝申し上げます。

本市においては、令和 2 年 4 月 9 日から保護者様に利用自粛をお願いしているところですが、5 月 14 日に国の緊急事態宣言が解除され、愛知県独自の緊急事態宣言も本日解除されることとなりました。しかしながら、本市といたしましては、感染拡大防止の観点から、これまでのお願いどおり利用の自粛期間を 5 月 31 日までとします。

なお、利用自粛の解除後においても、勤務先の協力等により家庭で保育が可能な保護者様にあつては、できる範囲で構いませんので、利用日数や保育時間の短縮にご協力をお願いできればと思います。

子どもの家では、お子様の安心・安全に最大限配慮し保育を実施してまいります。保護者様にあつても、お子様の利用時の検温を始めとする体調管理やマスクの着用等に、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

1 利用自粛期間解除日

令和 2 年 6 月 1 日 (月)

2 利用料等の取扱い

利用自粛期間に加え、「利用日数等の短縮に協力をいただく期間」においても、利用日数に応じた負担とします。

(1) 利用自粛期間

4 月 9 日 (木) から 5 月 31 日 (日) まで

(2) 利用日数等の短縮に協力をいただく期間

6 月 1 日 (月) から 6 月 30 日 (火) まで

3 利用辞退届の取扱い

利用辞退届の特例の取扱いは、これまでにご案内したとおり「5月30日(土) (利用自粛期間中の子どもの家最終開所日) までに利用を取りやめし、同日までに利用辞退届を提出された場合」とします。

この場合は、利用期間を次の日までとし、利用料を計算します。

(1) 4月7日(火)以降の利用がない場合は、4月6日(月)

(2) 4月7日(火)以降に利用がある場合は、最後の利用日

なお、6月1日(月)以降に利用を取りやめる場合は、従来どおり利用を取りやめようとする日の10日前までに利用辞退届の提出が必要となります。

4 問い合わせ先

- ・西部、牛山、玉川子どもの家 学童保育所イルカクラブ 電話 34 - 8457
- ・その他の子どもの家
春日井市社会福祉協議会総務課 子どもの家担当 電話 84 - 3241
- ・春日井市子ども政策課 次世代育成支援担当 電話 85 - 6206